

○令和二年農林水産省告示第二千二百三十七号(漁業の許可及び取締り等に関する省令第七十八条第二項の農林水産大臣が定める届出漁業に係る漁獲成績報告書の提出期限及び様式)

(令和二年十一月十六日)

(農林水産省告示第二千二百三十七号)

漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第七十八条第二項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める届出漁業に係る漁獲成績報告書の提出期限及び様式を次のように定める。

漁業の許可及び取締り等に関する省令第七十八条第二項の農林水産大臣が定める届出漁業に係る漁獲成績報告書の提出期限及び様式は、次の表の上欄に掲げる漁獲成績報告書ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる提出期限及び同表の下欄に掲げる様式とする。

漁獲成績報告書	提出期限	様式
沿岸まぐろはえ縄漁業に係る漁獲成績報告書	航海の終了後一月以内	様式第一
小型するめいか釣り漁業に係る漁獲成績報告書	操業期間の経過後一月以内	様式第二
暫定措置水域沿岸漁業等に係る漁獲成績報告書	操業期間の経過後一月以内	様式第三

様式第一

[図] 略

様式第二

[図] 略

様式第三

[図] 略

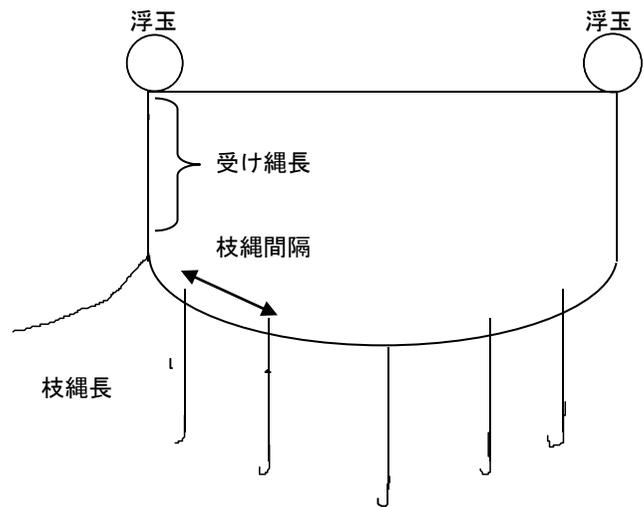
附 則

この告示は、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令(令和二年農林水産省令第四十八号)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。

(備考)

- 1 本報告書は航海ごとに作成し、航海期間については、本邦の港を出港した日から本邦の港に入港した日までの間とする。
- 2 報告取扱責任者の欄には、漁獲成績報告書の作成責任者の氏名のほか、その者の連絡先として電話番号を必ず記載すること。
- 3 出航年月日及び入港年月日の欄には、出入港した港の名称を必ず記載すること。
- 4 航海日数及び操業回数欄には、航海期間（出入港日を含む。）の日数及び操業回数の合計をそれぞれ記載すること。
- 5 乗組員数の欄には、外国人船員を含めた乗組員の総数を記載すること。
- 6 信号符字の欄については、総トン数100トン以上の船舶の場合は必ず記載し、総トン数100トン未満の船舶であっても点符のある場合は必ず記載すること。
- 7 漁具の操業方法の欄のメカ縄とは、めかじきを対象とする夜縄をいい、サメ縄とは、ねずみざめ等のさめ類を対象とする縄をいう。1航海中複数の操業方法を用いた場合には、最も多く用いた操業方法を○印で囲むこと（まぐる類を対象とする操業にあつては、その他を○印で囲むこと。）。漁具の幹縄の種類及び枝縄の種類については、縄のほとんどがナイロンでできているものについてのみナイロンを、それ以外のものについてはその他を○印で囲むこと。
- 8 漁具の仕立ての欄については、枝縄長の欄にはスナップから鉤までの長さを、受け縄（浮玉）長の欄には浮玉から幹縄までの長さを、枝縄間隔の欄には幹縄における隣り合う枝縄の間隔をそれぞれメートル単位で記載すること。（下図参照）
- 9 操業期間については、航海中に最初の投縄を行った年月日と最終の投縄を行った年月日を記載すること。
- 10 操業年月日の欄については、投縄を行った年月日のみ記載すること。
- 11 正午位置の緯度及び経度の度分の欄には、必ず分単位までを記載し、N・Sの別及びE・Wの別の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 12 表面温度℃の欄には、正午位置における表面水温を小数点第1位まで記載すること。
- 13 浮玉間の鉤数の欄には、浮玉間（一鉢当たり）のつり鉤又は枝縄の数を記載すること。
- 14 使用つり鉤数の欄には、当該操業に使用したつり鉤の総数を記載すること。
- 15 魚種別漁獲量の欄には、上段には漁獲尾数を、下段には漁獲物の製品（以下単に「製品」という。）の重量をキログラム単位で記載すること。
- 16 陸揚等尾数合計及び陸揚等製品重量合計（トン）の欄には、製品を陸揚げ又は転載した時の魚種ごとの尾数の合計及び製品重量の合計をそれぞれ記載すること。
- 17 1航海当たりの操業日数が多く報告事項が2枚以上にわたる場合は、用紙の右肩に当該報告書の総枚数とその頁数を記載すること（例えば、総枚数が5枚の場合は1枚目の用紙に1/5、2枚目の用紙に2/5のように記載し、以下同様に記載する。）。

(図) 漁具の仕立ての概念図



様式第二

小型するめいか釣り漁業に係る漁獲成績報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

(操業年: 年)

1. 使用する船舶					2. 操業区域	3. 陸揚港	4. 魚種別月別漁獲量(kg)												
(1)使用者(届出者)の住所	(2)使用者(届出者)の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	(3)漁船登録番号	(4)船名	(5)船舶総トン数			魚種	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
							するめいか												
							その他												
							合計												
							するめいか												
							その他												
							合計												
							するめいか												
							その他												
							合計												
							するめいか												
							その他												
							合計												
							するめいか												
							その他												
							合計												
							するめいか												
							その他												
							合計												
							するめいか												
							その他												
							合計												
							するめいか												
							その他												
							合計												

備考 1 「2. 操業区域」欄には、1つの海区番号のみ記入すること。
 2 2つ以上の操業区域で操業した場合は、適宜行を追加すること。